

# 東京都がん検診の精度管理のための技術的指針 主な改正点

## 1 国指針の改正（令和5年6月）に伴う改正

| 国指針の改正点   | 都指針への反映箇所       |
|---|-----------------|
| (1) がん検診の事業評価に関する報告書の更新<br>厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会<br>「がん検診事業のあり方について」（令和5年6月） | 【5がん】第10 事業評価   |
| (2) 技術的修正<br>（「乳房の自己触診」→「ブレスト・アウェアネス」）                                      | 令和3年12月改正時に対応済み |

※ 国指針の改正内容の詳細については、参考資料7「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」（令和5年6月23日付健発0623第14号）のとおり

## 2 その他の改正

- (1) 第2 検診対象者、第3 実施回数【胃がん】  
文言整理
- (2) 第6 検診方法等【肺がん、乳がん】  
文言整理
- (3) 第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握【全がん】  
文言整理
- (4) 別紙2 日本医学放射線学会の定める仕様基準【乳がん】  
「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第8版」に基づく更新

※ 改正内容の詳細は、資料8-2「新旧対照表」のとおり